環境保全活動・環境教育推進法の改正による現行法からの進展のイメージ(案) ~訓示規定を中心とする法体系から実践的で具体的な法体系へ~

<現行法>

く改正法案による進展のポイント>

「<u>どこでも誰でも環境学習」</u>をスローガンに、体験学習の リーダー育成を中心に詳細規定を置いたが、他は訓示規定 体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展。 具体的規定を充実させ、これらに応じて題名を、「環境教育等による環 境保全の取組の促進に関する法律」に変更。

①基本理念等

自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等

①基本理念等の充実

法目的に、協働取組の推進を追加。

基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会と の統合的発展、循環型社会形成等を追加。

②地方自治体による推進枠組み(方針等)

地域の社会的自然的条件に応じた環境教育・環境保全の意欲増進の推進についての方針等<一般訓示>

②地方自治体による推進枠組みの具体化

- 〇環境教育・協働取組推進の行動計画
- 〇地域協議会などの手続を具体的に規定

③学校教育における環境教育

国、自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等く網羅的だが抽象的>

- ③学校教育における環境教育の充実
- ○学校施設整備等での環境配慮の促進
- 〇学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材 開発、職員研修の充実等を追加するなど、詳細化。
- ○教員志望者への環境教育のあり方も検討。

④環境教育等の基盤整備

- 〇人材認定等事業(環境教育人材を育成又は認定する事業の国による登録制度)。
- 〇国、自治体は環境保全の意欲増進の体制整備。 <詳細規定なし>

④環境教育等の基盤強化等

- 〇人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリ テーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加
- 〇環境教育等支援団体の指定

⑤自然体験等の機会の場の提供の促進。

〇国は、自然体験等の機会の場の提供を促進。 〈詳細規定なし〉 ⑤自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入 自然体験等の機会の場の知事による認定制度の導入

⑥協働取組の在り方の周知

○国は、協働取組の方法等を周知〈詳細規定なし〉

- ⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進
- 〇国民等の政策形成への参加、政策提案の推進
- ○公共サービスへの民間団体の参入機会増進の配慮
- 〇協働取組推進のための協定制度の導入
- 〇事業型環境NPOの活動支援